令和７年９月12日
山口県報号外第39号
監査公表第４号別冊

令和７年度

定期監査の結果に基づく措置の通知に係る事項

令和７年９月

山 口 県 監 査 委 員

目　　　次

Ⅰ　令和６年度定期監査の結果に対する措置の内容

　１　総務部　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

　２　総合企画部　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

　３　環境生活部　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

　４　健康福祉部　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

　５　産業労働部　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

　６　観光スポーツ文化部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

　７　農林水産部　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

　８　土木建築部　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

　９　企業局　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

　10　教育庁　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

　11　警察本部　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

Ⅱ　令和６年度定期監査の結果に添える意見に対する措置の内容

　１　内部統制の一層の推進について　・・・・・・・・・・・・・・・・・19

　２　事業効果の確実な発現とその確認について　・・・・・・・・・・・・21

　３　公有財産の管理等について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23

Ⅰ　令和６年度定期監査の結果に対する措置の内容

監査の結果

１　総務部

（1）　給与厚生課

謝金を二重に支出したため、返納義務者から過渡しとなった金額を戻入させているものがあった。

内　容	誤払額	誤払者数
学習指導謝礼	55,013 円	2 者

（監査：令和 6 年 10 月 10 日）

２　総合企画部

（1）　政策企画課

支出負担行為の整理をする時期が遅延しているものがあった。

支出の内容	交付決定日	支出負担行為整理日
ゆめはな開花プロジェクト推進事業補助金（2 件）	令和5年4月1日	令和5年8月28日

（監査：令和 6 年 8 月 20 日）

（2）　デジタル政策課

支出負担行為の整理をする時期が遅延しているものがあった。

支出の内容	契約年月日	支出負担行為整理日
令和5年度やまぐちデジタル実装モデル創出業務（3 件）	令和5年9月1日	令和5年12月26日 令和 6 年 1 月 5 日 令和6年2月14日
令和6年度やまぐちデジタル実装モデル創出業務	令和6年4月1日	令和6年8月1日

（監査：令和 6 年 10 月 15 日）

（3）　東京事務所

物品廃棄契約において、契約書を作成していないものがあった。

品名・数量	契約金額	契約年月日
煎茶機　1 台	94,050 円	令和5年5月12日

（監査：令和 7 年 1 月 14 日）

措置の内容

１　総務部

（1）　給与厚生課

支払処理の確認手順を見直し、適切な対応を徹底するなど、再発防止に努めている。

２　総合企画部

（1）　政策企画課

所属職員に対し、支出負担行為として整理すべき時期の周知徹底を図るとともに、契約事務の伺時には進行管理表を添付するよう指導し、手続きの要否や事務の進捗状況の確認を複数職員で行うことで、再発防止に努めている。

（2）　デジタル政策課

現在も、課員全員に毎月周知をしているところであるが、引き続き、支出負担行為として整理すべき時期の周知徹底を図る。

また、契約事務（執行伺や契約締結伺等）の起案時には進行管理表を添付するよう指導し、手続きの要否や事務の進捗状況の確認を複数職員で行うことで、再発防止に努めている。

（3）　東京事務所

産業廃棄物の廃棄においては、関係法令等に基づき、適正な事務処理を徹底するとともに、内部チェックを適切に行い、再発防止に努める。

３　環境生活部

（1）　廃棄物・リサイクル対策課

支出負担行為の整理をする時期が遅延しているものがあった。

支出の内容	交付決定日	支出負担行為整理日
山口県廃棄物３Ｒ等推進事業補助金（3 件）	令和5年8月18日 令和5年10月27日	令和6年3月21日

（監査：令和 6 年 8 月 2 日）

３　環境生活部

（1）　廃棄物・リサイクル対策課

所属職員に対し、契約締結や交付決定後、速やかに支出負担行為の整理を行うよう、再度周知徹底を行うとともに、進行管理表を作成することでチェック体制の強化に取り組んでいる。

４　健康福祉部

（1）　厚政課

次のとおり収入未済があった。

（一般会計）

歳入の名称	区　分	金　額	未納者数
生活保護費返還金	過年度分	1,559,440 円	2 者
介護福祉士修学資金等返納金	過年度分	3,229,767 円	9 者

物品代等を二重に支出したため、返納義務者から過渡しとなった金額を戻入させているものがあった。

内　容	誤払額	誤払者数
リーフレット	88,000 円	1 者

（監査：令和 6 年 8 月 22 日）

（2）　医療政策課

次のとおり収入未済があった。

（一般会計）

歳入の名称	区　分	金　額	未納者数
看護師等修学資金貸付金	現年度分	2,815,000 円	17 者
	過年度分	9,089,500 円	25 者

４　健康福祉部

（1）　厚政課

未納者に対し、電話や文書による催告を複数回にわたり実施したが、令和６年度においては回収実績がなかった。

引き続き文書、電話催告等を実施し、回収に取り組むこととする。

また、連帯保証人に対しても臨戸、文書催告を行う。

事業担当者と支払事務担当者間で支出状況について確認をするとともに、支出時に補助簿等を確認し、再発防止を図る。

（2）　医療政策課

未納者に対し、電話や文書による催告を適宜実施した結果、指摘のあった収入未済額については、令和６年度末において次のとおりとなった。

引き続き、適宜催告等を行い、収入未済の解消に取り組むこととする。

（一般会計）

歳入の名称	区　分	金　額	未納者数
看護師等修学資金貸付金	現年度分	2,323,000 円	12 者
	過年度分	8,110,500 円	25 者

物品購入の支払において、報償費で支出すべきところを、一般需用費で支出しているものがあった。

品名・数量	金　額
カタログギフト　16 冊	71,544 円

（監査：令和 6 年 9 月 3 日）

内容に応じた適切な支出科目で支出するよう内部チェックを適切に行い、再発防止に努める。

(3)　長寿社会課

収入証紙に消印を押していないものがあった。

なお、現在は消印済である。

内　容	件 数	金　額
介護老人保健施設の開設許可に係る手数料	1 件	63,000 円

(3)　長寿社会課

会計規則に則った適正な事務処理を徹底し、内部チェックを適切に行い、再発防止に努める。

次のとおり収入未済があった。

（一般会計）

歳入の名称	区　分	金　額	未納者数
高齢者住宅整備資金貸付金	過年度分	98,419,020 円	53 者

（監査：令和 6 年 10 月 17 日）

未納者に対し、個別の滞納理由に沿ったきめ細かな催告を実施したほか、相続人及び連帯保証人への催告も強化し、償還指導に努めた結果、指摘のあった収入未済額については、令和６年度末において次のとおりとなった。

引き続き、償還指導を強化・継続し、より一層の収納促進に取り組むこととする。

（一般会計）

歳入の名称	区　分	金　額	未納者数
高齢者住宅整備資金貸付金	過年度分	95,580,480 円	52 者

(4)　障害者支援課

次のとおり収入未済があった。

（一般会計）

歳入の名称	区　分	金　額	未納者数
在宅心身障害児(者)対策費（負担金）	過年度分	38,693,960 円	269 者
障害者住宅整備資金（貸付金元利収入）	過年度分	26,189,315 円	21 者
心身障害者扶養共済事業（雑入）	過年度分	340,000 円	3 者

（監査：令和 6 年 10 月 9 日）

(4)　障害者支援課

未納者に対し、電話・文書催告による催告等を行った結果、指摘のあった収入未済額については、令和６年度末において次のとおりとなった。

引き続き、文書催告による催告等に取り組むこととする。

（一般会計）

歳入の名称	区　分	金　額	未納者数
在宅心身障害児(者)対策費（負担金）	過年度分	38,590,460 円	268 者
障害者住宅整備資金（貸付金元利収入）	過年度分	26,153,315 円	21 者
心身障害者扶養共済事業（雑入）	過年度分	340,000 円	3 者

(5)　こども政策課

支出負担行為の整理をする時期が遅延しているものがあった。

支出の内容	交付決定日	支出負担行為整理日
放課後児童クラブ総合支援事業費補助金（4件）	令和5年12月7日	令和6年3月15日

（監査：令和6年9月5日）

(6)　こども家庭課

次のとおり収入未済があった。

（一般会計）

歳入の名称	区　分	金　額	未納者数
児童扶養手当返納金	過年度分	983,740円	4者

（母子父子寡婦福祉資金特別会計）

歳入の名称	区　分	金　額	未納者数
母子父子寡婦福祉資金貸付金	過年度分	154,690,315円	273者
母子父子寡婦福祉資金違約金	過年度分	14,699,514円	207者

（監査：令和6年9月3日）

(7)　岩国健康福祉センター

次のとおり収入未済があった。

（母子父子寡婦福祉資金特別会計）

歳入の名称	区　分	金　額	未納者数
母子父子寡婦福祉資金貸付金	過年度分	21,146,259円	65者
母子父子寡婦福祉資金違約金等	現年度分	268,700円	8者
	過年度分	1,301,699円	32者

（監査：令和6年10月8日）

(5)　こども政策課

支出負担行為の整理をする趣旨を踏まえ、職員に対して整理する時期を遅延しないよう改めて周知するとともに、リスト化することにより、複数職員による期日管理を徹底する。

(6)　こども家庭課

指摘のあった収入未済額については、償還指導等により、令和６年度末において次のとおりとなった。

引き続き、未収金対策に取り組むこととする。

（一般会計）

歳入の名称	区　分	金　額	未納者数
児童扶養手当返納金	過年度分	926,740円	3者

（母子父子寡婦福祉資金特別会計）

歳入の名称	区　分	金　額	未納者数
母子父子寡婦福祉資金貸付金	過年度分	147,743,780円	262者
母子父子寡婦福祉資金違約金	過年度分	14,076,292円	194者

(7)　岩国健康福祉センター

未納者に対し、督促等償還指導を実施した結果、指摘のあった収入未済額については、令和６年度末において次のとおりとなった。

引き続き、督促・訪問・調査等により償還指導を継続し、収入未済の解消に取り組むこととする。

（母子父子寡婦福祉資金特別会計）

歳入の名称	区　分	金　額	未納者数
母子父子寡婦福祉資金貸付金	過年度分	19,029,387円	59者
母子父子寡婦福祉資金違約金等	現年度分	264,000円	7者
	過年度分	1,165,599円	31者

(8)　柳井健康福祉センター

次のとおり収入未済があった。

（一般会計）

歳入の名称	区　分	金　額	未納者数
生活保護費返還金	現年度分	1,217,011 円	12 者
	過年度分	21,494,799 円	54 者

（母子父子寡婦福祉資金特別会計）

歳入の名称	区　分	金　額	未納者数
母子父子寡婦福祉資金貸付金	過年度分	3,892,848 円	10 者
母子父子寡婦福祉資金違約金等	過年度分	233,584 円	2 者

（監査：令和 6 年 10 月 8 日）

(9)　周南健康福祉センター

次のとおり収入未済があった。

（母子父子寡婦福祉資金特別会計）

歳入の名称	区　分	金　額	未納者数
母子父子寡婦福祉資金貸付金	現年度分	391,811 円	3 者
	過年度分	54,204,777 円	100 者
母子父子寡婦福祉資金違約金	過年度分	936,410 円	14 者

（監査：令和 7 年 1 月 17 日）

(8)　柳井健康福祉センター

未納者に対し、電話、文書及び訪問による催告や償還指導を行った結果、指摘のあった収入未済額については、令和６年度末において次のとおりとなった。

引き続き、適宜催告等を行い、収入未済の解消に取り組むこととする。

（一般会計）

歳入の名称	区　分	金　額	未納者数
生活保護費返還金	現年度分	1,117,778 円	12 者
	過年度分	20,476,699 円	53 者

（母子父子寡婦福祉資金特別会計）

歳入の名称	区　分	金　額	未納者数
母子父子寡婦福祉資金貸付金	過年度分	3,568,954 円	9 者
母子父子寡婦福祉資金違約金等	過年度分	233,584 円	2 者

(9)　周南健康福祉センター

未納者に対し、電話、文書及び訪問による納付催告や償還指導を実施した結果、指摘のあった収入未済額については、令和６年度末において次のとおりとなった。

引き続き、収入未済の解消に取り組むこととする。

なお、母子父子寡婦福祉資金貸付金（現年度分）については、全額回収したため収入未済が解消した。

（母子父子寡婦福祉資金特別会計）

歳入の名称	区　分	金　額	未納者数
母子父子寡婦福祉資金貸付金	過年度分	50,455,221 円	86 者
母子父子寡婦福祉資金違約金	過年度分	840,910 円	11 者

（10）　山口健康福祉センター

次のとおり収入未済があった。

（一般会計）

歳入の名称	区　分	金　額	未納者数
生活保護費返還金	過年度分	272,700 円	2 者

（母子父子寡婦福祉資金特別会計）

歳入の名称	区　分	金　額	未納者数
母子父子寡婦福祉資金貸付金	過年度分	14,589,403 円	44 者

（監査：令和 6 年 12 月 13 日）

（10）　山口健康福祉センター

未納者に対し、電話、文書及び訪問による督促を行った結果、指摘のあった収入未済額については、令和６年度末において次のとおりとなった。

引き続き、収入未済の解消に取り組むこととする。

なお、一般会計にかかる生活保護費返還金（過年度分）については、不納欠損処分により収入未済が解消した。

（母子父子寡婦福祉資金特別会計）

歳入の名称	区　分	金　額	未納者数
母子父子寡婦福祉資金貸付金	過年度分	12,820,635 円	36 者

（11）　宇部健康福祉センター

次のとおり収入未済があった。

（母子父子寡婦福祉資金特別会計）

歳入の名称	区　分	金　額	未納者数
母子父子寡婦福祉資金貸付金	過年度分	29,244,636 円	77 者

（監査：令和 6 年 12 月 23 日）

（11）　宇部健康福祉センター

未納者に対し、電話、文書及び訪問による督促を行った結果、指摘のあった収入未済額については、令和６年度末において次のとおりとなった。

引き続き、未収金の徴収に取り組むこととする。

（母子父子寡婦福祉資金特別会計）

歳入の名称	区　分	金　額	未納者数
母子父子寡婦福祉資金貸付金	過年度分	26,832,448 円	69 者

（12）　福祉総合相談支援センター

次のとおり収入未済があった。

（一般会計）

歳入の名称	区　分	金　額	未納者数
児童養護施設等措置費負担金	現年度分	1,658,380 円	16 者
	過年度分	8,724,454 円	42 者
児童心理治療施設運営費負担金	過年度分	2,340,880 円	12 者
障害児施設等措置費負担金	過年度分	535,800 円	2 者

（監査：令和 6 年 7 月 31 日）

（12）　福祉総合相談支援センター

未納者に対し積極的な催告などの滞納整理に努めた結果、指摘のあった収入未済額については、令和６年度末において次のとおりとなった。

引き続き、適宜催告等を行い、収入未済の解消に取り組むこととする。

（一般会計）

歳入の名称	区　分	金　額	未納者数
児童養護施設等措置費負担金	現年度分	1,424,580 円	13 者
	過年度分	8,457,204 円	40 者
児童心理治療施設運営費負担金	過年度分	2,340,880 円	12 者
障害児施設等措置費負担金	過年度分	535,800 円	2 者

(13)　岩国児童相談所

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区　分	金　額	未納者数
児童養護施設等措置費負担金	現年度分	1,185,594 円	14 者
	過年度分	9,179,280 円	28 者
児童自立支援施設運営費負担金	現年度分	170,000 円	3 者
	過年度分	525,800 円	2 者
障害児施設等措置費負担金	現年度分	193,500 円	2 者
	過年度分	273,450 円	1 者

(監査：令和 6 年 11 月 18 日)

(13)　岩国児童相談所

未納者に対し、文書及び訪問等による催告を実施した結果、指摘のあった収入未済額については、令和６年度末において次のとおりとなった。

引き続き、未収金の回収に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区　分	金　額	未納者数
児童養護施設等措置費負担金	現年度分	1,156,594 円	14 者
	過年度分	9,154,280 円	28 者
児童自立支援施設運営費負担金	現年度分	141,000 円	2 者
	過年度分	515,800 円	2 者
障害児施設等措置費負担金	現年度分	121,500 円	1 者
	過年度分	273,450 円	1 者

(14)　周南児童相談所

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区　分	金　額	未納者数
児童養護施設等措置費負担金	現年度分	3,322,760 円	32 者
	過年度分	17,632,860 円	43 者
児童心理治療施設運営費負担金	現年度分	610,620 円	3 者
	過年度分	1,696,400 円	4 者
障害児施設等措置費負担金	現年度分	176,640 円	2 者

(監査：令和 6 年 7 月 12 日)

(14)　周南児童相談所

未納者に対し、文書による催告のほか、電話や訪問による納付勧奨、不能欠損処分の結果、指摘のあった収入未済額については、令和６年度末において次のとおりとなった。

引き続き、組織的な未収金の回収に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区　分	金　額	未納者数
児童養護施設等措置費負担金	現年度分	3,273,960 円	30 者
	過年度分	17,197,040 円	43 者
児童心理治療施設運営費負担金	現年度分	610,620 円	3 者
	過年度分	1,696,400 円	4 者
障害児施設等措置費負担金	現年度分	176,640 円	2 者

(15)　宇部児童相談所

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区　分	金　額	未納者数
児童養護施設等措置費負担金	現年度分	1,440,490 円	11 者
	過年度分	4,038,711 円	33 者
児童心理治療施設運営費負担金	現年度分	786,050 円	3 者
	過年度分	515,000 円	4 者

令和4年度の委託料を過大に支払っていたため、令和 5 年度に過払い額を調定・収納しているものがあった。

内　容	誤払額	誤払者数
里親委託料	306,814 円	2 者

(監査：令和 6 年 8 月 2 日)

(16)　下関児童相談所

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区　分	金　額	未納者数
児童養護施設等措置費負担金	現年度分	1,780,750 円	14 者
	過年度分	4,086,410 円	15 者
障害児施設等措置費負担金	現年度分	182,200 円	2 者
	過年度分	1,559,000 円	1 者

(監査：令和 6 年 8 月 8 日)

(17)　萩児童相談所

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区　分	金　額	未納者数
児童養護施設等措置費負担金	現年度分	419,800 円	6 者
	過年度分	1,274,710 円	6 者

(15)　宇部児童相談所

未納者に対し、電話や文書による催告のほか、面談による納付勧奨を行った結果、指摘のあった収入未済額については、令和６年度末において次のとおりとなった。

引き続き未収金の回収に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区　分	金　額	未納者数
児童養護施設等措置費負担金	現年度分	1,289,990 円	11 者
	過年度分	3,818,611 円	33 者
児童心理治療施設運営費負担金	現年度分	667,350 円	3 者
	過年度分	468,500 円	4 者

再発防止策として、経費支出伺に措置台帳を添付し、措置停止の確認を行うこと、更に、実績報告書を活用した確認表を総務課長が作成し、経費支出伺へ添付することにより支出額の複数チェックとなるよう改善した。

(16)　下関児童相談所

未納者に対し、文書による催告のほか、電話や面談による納付勧奨、不能欠損処分の結果、指摘のあった収入未済額については、令和６年度末において次のとおりとなった。

引き続き、未収金の回収に取り組んでいる。

(一般会計)

歳入の名称	区　分	金　額	未納者数
児童養護施設等措置費負担金	現年度分	1,700,150 円	11 者
	過年度分	3,814,940 円	12 者
障害児施設等措置費負担金	現年度分	180,000 円	1 者
	過年度分	1,559,000 円	1 者

(17)　萩児童相談所

未納者に対し、電話や文書による催告を行った結果、指摘のあった収入未済額については、令和６年度末において次のとおりとなった。

引き続き、未収金の回収に取り組むこととする。

借入物品の支払において、使用料及び賃借料で支出すべきところを、役務費で支出しているものがあった。

内　容	金　額
電話交換機設備　一式	57,456 円

（監査：令和６年10月８日）

（一般会計）

歳入の名称	区　分	金　額	未納者数
児童養護施設等措置費負担金	現年度分	392,800 円	６者
	過年度分	1,110,910 円	５者

借入物品に伴う支払時の支出科目の設定においては、適正な事務処理を徹底し、再発防止に努める。

５　産業労働部

（1）　経営金融課

次のとおり収入未済があった。

（一般会計）

歳入の名称	区　分	金　額	未納者数
中小企業振興育成費（中小企業従業員住宅家賃）	過年度分	15,321,672 円	１者

（中小企業近代化資金特別会計）

歳入の名称	区　分	金　額	未納者数
中小企業設備近代化資金貸付金	過年度分	63,270,884 円	25 者
中小企業高度化資金貸付金	過年度分	4,569,068,446 円	８者
中小企業高度化資金違約金等	過年度分	93,434,630 円	９者

（監査：令和６年９月６日）

５　産業労働部

（1）　経営金融課

○中小企業振興育成費（中小企業従業員住宅家賃）

抵当権に基づく回収等について検討しているところであるが、令和６年度においては回収実績がなかった。

引き続き、未収金の圧縮に努めていく。

○中小企業設備近代化資金貸付金

分納による回収や連帯保証人への請求により未収金の回収に努めた結果、令和６年度末の未収金は次のとおりとなった。

引き続き、未収金の圧縮に努めていく。

歳入の名称	区　分	金　額	未納者数
中小企業設備近代化資金貸付金	過年度分	61,547,884 円	24 者

○中小企業高度化資金貸付金

連帯保証人への請求等により未収金の回収に努めた結果、令和６年度末の未収金は次のとおりとなった。

引き続き、未収金の圧縮に努めていく。

歳入の名称	区　分	金　額	未納者数
中小企業高度化資金貸付金	過年度分	4,148,257,323 円	６者
中小企業高度化資金違約金等	過年度分	80,013,031 円	２者

6　観光スポーツ文化部

（1）　萩美術館・浦上記念館

次のとおり収入未済があった。

（一般会計）

歳入の名称	区　分	金　額	未納者数
行政財産使用料	過年度分	485,125 円	1 者

（監査：令和 6 年 7 月 4 日）

7　農林水産部

（1）　ぶちうまやまぐち推進課

次のとおり収入未済があった。

（林業・木材産業改善資金特別会計）

歳入の名称	区　分	金　額	未納者数
林業・木材産業改善資金貸付金	過年度分	12,111,000 円	5 者

（沿岸漁業改善資金特別会計）

歳入の名称	区　分	金　額	未納者数
沿岸漁業改善資金貸付金	過年度分	3,867,000 円	3 者

（就農支援資金特別会計）

歳入の名称	区　分	金　額	未納者数
農業改良資金貸付金	過年度分	16,931,000 円	3 者

（監査：令和 6 年 10 月 22 日）

（2）　農村整備課

次のとおり収入未済があった。

（一般会計）

歳入の名称	区　分	金　額	未納者数
橋等名板損害賠償金	過年度分	166,425 円	1 者

（監査：令和 6 年 9 月 20 日）

6　観光スポーツ文化部

（1）　萩美術館・浦上記念館

収入未済については、未納者に対し訪問や電話等による督促を行ったものの、令和６年度において、回収実績がなかった。

引き続き、適宜督促等を行い、収入未済の解消に取り組んでいる。

7　農林水産部

（1）　ぶちうまやまぐち推進課

未納者に対し、関係機関等と連携し収納に努めた結果、指摘のあった収入未済額については、令和６年度末において次のとおりとなった。

引き続き、関係機関等と連携して収入未済の早期解消に向けて取り組んでいく。

（林業・木材産業改善資金特別会計）

歳入の名称	区　分	金　額	未納者数
林業・木材産業改善資金貸付金	過年度分	11,511,000 円	4 者

（沿岸漁業改善資金特別会計）

歳入の名称	区　分	金　額	未納者数
沿岸漁業改善資金貸付金	過年度分	3,697,000 円	3 者

（就農支援資金特別会計）

歳入の名称	区　分	金　額	未納者数
農業改良資金貸付金	過年度分	15,491,000 円	3 者

（2）　農村整備課

収入未済については、未納者に対し文書等による督促を行ったものの、令和６年度において回収実績がなかった。

引き続き、適宜督促等を行い、収入未済の解消に取り組んでいる。

(3)　周南農林水産事務所

支出負担行為の整理をする時期が遅延しているものがあった。

支出の内容	交付決定日	支出負担行為整理日
中山間棚田ふるさとの活力創出応援事業	令和5年5月24日	令和6年3月8日
中山間棚田ふるさとの活力創出応援事業（変更）	令和5年10月5日	令和6年3月8日

（監査：令和6年10月21日）

(3)　周南農林水産事務所

所属職員に対し、改めて会計処理手順について周知徹底するとともに、交付決定後速やかに証拠書類の写しを予算担当に提出させ、支出負担行為の整理が遅延しないよう再度周知を行った。

(4)　下関水産振興局

下関漁港地方卸売市場使用料（電気料）の調定額を誤っているものがあった。

対象期間	還付額	還付対象者数	未徴収額	未徴収対象者数
令和3年6月～令和6年9月	118,862円	1者	115,452円	58者

下関漁港地方卸売市場使用料（ガス料）の調定額を誤り、還付または追加で徴収しているものがあった。

対象期間	還付額	還付対象者数	追加徴収額	追加徴収対象者数
令和3年11月～令和5年12月	818,125円	8者	1,105,739円	18者

（監査：令和6年11月28日）

(4)　下関水産振興局

当該箇所の按分計算式の修正を行うとともに、他の計算式に遺漏のないことを確認した。

複数職員体制のチェックにより、未然防止に努めている。

なお、指摘のあった調定額の誤りについては、追加徴収及び還付対応済みである。

機材自体及びメーターによる使用量に不自然な点がないかを複数職員体制によるチェックを行い、未然防止に努めている。

(5)　農林総合技術センター

行政財産使用許可に係る使用料の調定額を誤っているものがあった。

対象期間	未徴収額
令和5年4月～令和6年3月	79,536円

(5)　農林総合技術センター

監査の指摘に基づき、令和５年度分について遡及して追徴した。評価額が確定した令和６年度以降については適切に対応している。

今後、評価未確定物件の使用を許可する場合は、許可時に遡って使用料を再算定する旨の条件を付すこととした。

負担金の支払額を誤り、精算しているものがあった。

対象期間	誤払額	誤払者数
令和5年5月～令和5年9月	96,782円	1者

（監査：令和6年11月6日）

決裁ルート上の複数職員により請求内容を精査することとした。

8　土木建築部

(1)　道路整備課

次のとおり収入未済があった。

（一般会計）

歳入の名称	区　分	金　額	未納者数
橋等名板損害賠償金	過年度分	6,980,188円	1者

（監査：令和6年9月6日）

(2)　道路建設課

次のとおり収入未済があった。

（一般会計）

歳入の名称	区　分	金　額	未納者数
橋等名板損害賠償金	過年度分	674,729円	1者

（監査：令和6年8月26日）

(3)　都市計画課

業務委託契約において、予定価格を決定していないものがあった。

業務名	契約金額	契約年月日
山口きらら博記念公園2050年の森づくり業務	8,756,000円	令和5年4月11日

（監査：令和6年8月28日）

8　土木建築部

(1)　道路整備課

収入未済については、未納者に対し文書等による督促を行ったものの、令和６年度において回収実績がなかった。

引き続き、適宜督促等を行い、収入未済の解消に取り組んでいる。

(2)　道路建設課

収納未済については、関係課とともに、未納者に対し文書等による督促を行ったものの、令和６年度において回収実績がなかった。

引き続き、適宜督促等を行い、収納未済の解消に取り組んでいる。

(3)　都市計画課

関係法令・マニュアル等に基づく事務処理を職員に周知･徹底するとともに、複数職員のチェックにより再発防止に努めている。

(4)　河川課

支出負担行為の整理をする時期が遅延しているものがあった。

支出の内容	契約年月日	支出負担行為整理日
生見川ダムほか20ダム ダム管理用予備電源装置点検業務第1工区	令和5年11月10日	令和6年4月10日
佐波川発電所発電所リニューアル工事に伴う実施設計業務	令和5年12月15日	令和6年4月22日

物品購入の支払において、備品購入費で支出すべきところを、一般需用費で支出しているものがあった。

品名・数量	金　額
ポータブル電源　1台	83,800円
デジタルカメラ　1台	49,500円
ラミネーター　1台	32,560円
オートレベル　1台	49,500円

（監査：令和6年10月10日）

(5)　住宅課

次のとおり収入未済があった。

（一般会計）

歳入の名称	区　分	金　額	未納者数
県営住宅家賃	過年度分	218,084,787円	822者
県営住宅駐車場使用料	過年度分	7,587,466円	559者
県営住宅店舗敷地貸付料	現年度分	1,627,547円	2者
	過年度分	3,223,248円	2者
県営住宅火災損害賠償金	過年度分	17,150,775円	3者

（監査：令和6年12月19日）

(4)　河川課

会計事務の遅れが発生しないよう、進行管理表を活用し適切な進行管理を行うとともに、速やかに支出負担行為の整理を行うよう、再度周知を行った。

備品購入費の対象について再確認を行い、担当者、決裁者で費目の誤りがないよう注意を徹底した。

(5)　住宅課

家賃･駐車場使用料の未納者については、大半を退去者が占め、回収が困難となっているため、債権回収を弁護士法人に委託するなどした結果、指摘のあった収入未済額については、令和６年度末において次のとおりとなった。

引き続き、未収金対策に取り組んでいる。

（一般会計）

歳入の名称	区　分	金　額	未納者数
県営住宅家賃	過年度分	213,749,414円	792者
県営住宅駐車場使用料	過年度分	7,463,358円	539者
県営住宅店舗敷地貸付料	現年度分	1,627,547円	2者
	過年度分	3,223,248円	2者
県営住宅火災損害賠償金	過年度分	17,150,775円	3者

(6)　岩国土木建築事務所

予定価格が５万円を超える業務委託の随意契約において、２人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

業務名	契約金額	予定価格	契約年月日
岩国玖珂線外トンネル自家用電気工作物保守点検業務	752,400 円	858,000 円	令和5年4月1日

（監査：令和７年１月８日）

(6)　岩国土木建築事務所

今後同様の事例が生じた際には、複数者による確実な見積合わせを実施する。

また、会計規則の確認を徹底し、適正な事務処理に努める。

(7)　防府土木建築事務所

土木工事代の支払において、会計年度を誤っているものがあった。

工事名	支払年月日	会計年度	金　額
令和５年度南若川緊急浚渫推進（河川）工事第２工区	令和6年1月16日	令和６年度	7,300,000 円

（監査：令和６年11月18日）

(7)　防府土木建築事務所

再度、担当職員及び関係職員で事務処理の手順、確認事項等を確認し、再発防止に努めている。

(8)　宇部土木建築事務所

次のとおり収入未済があった。

（一般会計）

歳入の名称	区　分	金　額	未納者数
工事請負契約違約金	過年度分	618,674 円	２者

（監査：令和６年12月23日）

(8)　宇部土木建築事務所

未納者の所在の把握に努めたものの、令和６年度において回収実績がなかった。

引き続き未収金対策に取り組む。

(9)　周南港湾管理事務所

管理職員特別勤務手当の支給額を誤っているものがあった。

内　容	誤払額	誤払者数
管理職員特別勤務手当の支給対象とならない業務に勤務した場合に支給していたもの	54,500 円	２者

（監査：令和６年12月12日）

(9)　周南港湾管理事務所

誤支給について、返戻を行った。

なお、再発防止のため、管理職員特別勤務手当実績簿に当該手当の支給要件等が記載された資料を綴じ込み、事案発生の都度、支給可否の確認を行うこととした。

(10)　宇部港湾管理事務所

次のとおり収入未済があった。

(港湾整備事業特別会計)

歳入の名称	区　分	金　額	未納者数
保管施設	過年度分	2,094,421 円	1 者
特殊使用料	過年度分	1,121,730 円	1 者

(10)　宇部港湾管理事務所

収入未済については、未納者に対し督促状の発送・臨戸・電話連絡等による督促を行った結果、指摘のあった収入未済額については、令和 6 年度末において次のとおりとなった。

引き続き、適宜督促等を行い、収入未済の縮減に取り組んでいる。

(港湾整備事業特別会計)

歳入の名称	区　分	金　額	未納者数
保管施設	過年度分	2,029,503 円	1 者
特殊使用料	過年度分	1,026,648 円	1 者

工事請負契約において、追加部分で当初契約とは独立して扱うべき性質の部分は別途契約とするところ、変更契約を行っているものがあった。

工事名	当初 契約金額	変更後 契約金額
令和 5 年度管内一円単独港湾改修(建設)工事第 1 工区	1,980,000 円	8,928,900 円

(監査：令和 6 年 10 月 21 日)

根拠法令等に基づく適正な事務処理を徹底するとともに、内部チェックを適切に行い、再発防止に努める。

(11)　菅野・平瀬ダム統合管理事務所

業務委託の支払において、委託料で支出すべきところを、役務費で支出しているものがあった。

業務名	金　額
令和 5 年度菅野ダム管理事務所臨時清掃業務	68,200 円

(監査：令和 6 年 12 月 23 日)

(11)　菅野・平瀬ダム統合管理事務所

令和６年度から委託料により適正に支出している。

引き続き、適切な支出科目で支出するよう徹底し、再発防止に努める。

(12)　山口宇部空港管理事務所

未収金について、督促状の発付を行っていないものがあった。

歳入の名称	未納金額	納期限
空港事務所運営費	1,805,870 円	令和6年2月28日

(監査：令和 6 年 8 月 2 日)

(12)　山口宇部空港管理事務所

今後は、納期限後 20 日以内に督促状を発付するよう徹底し、再発防止に努める。

９　企業局

（1）　総務課

管理職特別勤務手当を支給していないものがあった。

なお、未支給であった金額については、追給済である。

内　容	未払額	未払者数
支給の手続を失念していたもの	67,500 円	3 者

業務委託契約において、契約書を作成していないものがあった。

内　容	契約金額	契約年月日
パソコン等備品廃棄業務	89,683 円	令和6年3月15日

（監査：令和 6 年 7 月 10 日）

９　企業局

（1）総務課

手当の支給に当たっては、データ登録担当課及び企業局総務課双方において、勤務実績情報が正しくシステムに登録されているか確認するとともに、給与支給明細書で手当の支給を確認するよう徹底している。

産業廃棄物を処分する業務委託契約において、契約書を作成するとともに、複数職員で確認し、事務処理に遺漏のないよう周知徹底している。

１０　教育庁

（1）　人権教育課

次のとおり収入未済があった。

（一般会計）

歳入の名称	区　分	金　額	未納者数
高等学校等進学奨励費	現年度分	2,078,410 円	22 者
	過年度分	256,050,760 円	355 者
高等学校等進学奨励費戻入返納金	過年度分	1,211,000 円	13 者

（監査：令和 6 年 10 月 8 日）

（2）　岩国商業高等学校

財務関係書類を保存していないものがあった。

内　容	財務会計書類	借入期間
電話交換機設備一式（全日制及び定時制）	物品借入決議書	平成29年4月1日～令和6年3月31日
	物品借入契約締結伺書	
	物品賃貸借契約書	

（監査：令和 6 年 5 月 29 日）

１０　教育庁

（1）　人権教育課

未納者に対し、督促状等を送付するほか、長期にわたって納入又は連絡がない債務者に対して、債務の承認等に係る調査を実施した。

その結果、令和６年度において、指摘のあった収入未済額は次のとおりとなった。

引き続き、市町と連携して未収金の縮減に取り組んでいく。

（一般会計）

歳入の名称	区　分	金　額	未納者数
高等学校等進学奨励費	現年度分	2,033,810 円	22 者
	過年度分	239,807,720 円	335 者
高等学校等進学奨励費戻入返納金	過年度分	1,211,000 円	13 者

（2）　岩国商業高等学校

今後、複数年契約の書類については、書庫で保管するのではなく事務室内で、どの職員が見てもわかるように区分けをして、保存することとする。

(3)　華陵高等学校

物品購入契約において、単独随意契約によることとした理由が不適当なものがあった。

品名・数量	契約金額	予定価格	契約年月日
ガス高速コンビネーションレンジ　1台	136,400円	137,500円	令和5年12月1日

（監査：令和6年11月28日）

(3)　華陵高等学校

単独随意契約とする場合は、必要に応じて証拠書類を添付し、随契理由が適当であるか複数の職員で確認することを組織内で共有した。

(4)　宇部工業高等学校

物品管理システムに備品の入力をしていないものがあった。

なお、現在は登録済である。

品名・数量	契約金額	取得年月日
高圧プローブEP-100K 1台	847,000円	令和5年11月2日
絶縁物気中／油中試験機 1台	385,000円	
実験供試体 1台	150,700円	

（監査：令和6年7月16日）

(4)　宇部工業高等学校

指摘を受け、特殊な実験機器の一部を、主たる機器の付属品と考えるのか、独立した備品として登録すべきかについては、個々の取得価格や耐用年数等を確認し、検討した上で判断を行うこととした。

１１　警察本部

(1)　会計課

次のとおり収入未済があった。

（一般会計）

歳入の名称	区　分	金　額	未納者数
放置違反金延滞金	現年度分	193,000円	15者
	過年度分	946,000円	151者

（監査：令和6年9月12日）

１１　警察本部

(1)　会計課

放置違反金延滞金の未納者に対し電話、訪問催告等を実施した結果、指摘のあった収入未済額については、令和６年度末において次のとおりとなった。

引き続き、電話、訪問等による積極的な早期収納に取り組んでいく。

（一般会計）

歳入の名称	区　分	金　額	未納者数
放置違反金延滞金	現年度分	110,000円	7者
	過年度分	566,000円	101者

(2)　防府警察署

業務委託の支払において、委託料で支出すべきところを、役務費で支出しているものがあった。

業務名	金　額
産業廃棄物収集・運搬および処分委託業務	541,200円

（監査：令和7年1月15日）

(2)　防府警察署

産業廃棄物収集・運搬および処分委託業務については、令和６年度からは委託料で支出をしているところである。引き続き、内容に応じた適正な支出科目で支出するよう徹底し、再発防止に努める。

(3)　山口南警察署

扶養手当の認定を誤っていたため、令和 6 年度に返納させているものがあった。

内　容	誤払額	誤払者数
雇用保険を受給しており、その日額が扶養認定に係る限度額を超えていたもの	58,500 円	1 者

（監査：令和 6 年 7 月 16 日）

(4)　小串警察署

委託料を過大に支出したため、返納義務者から過渡しとなった金額を戻入させているものがあった。

内　容	誤払額	誤払者数
自家用電気工作物保安管理業務に係る委託料	138,600 円	1 者

（監査：令和 6 年 7 月 8 日）

(3)　山口南警察署

限度額以上の雇用保険受給時には扶養手当を受給できないことについて会計課内で再確認した。

また、扶養親族の就職・離職予定、出産、育児休業等の情報は担当者だけでなく、会計課全員で共有できるようファイルを作成し、事務に漏れがないよう改善した。

(4)　小串警察署

担当職員全員に内部統制の重要性を再認識させ、複数によるチェックを徹底した上で、更に審査入力前に、支出額や支出先に誤りがないか再度確認している。

Ⅱ　令和６年度定期監査の結果に添える意見に対する措置の内容

意 見	措置の内容
１　内部統制の一層の推進について 内部統制が一定の定着を見つつある中、各機関において今後も、決裁事務における点検の強化や相互牽制、日常的モニタリングの充実などに継続的に取り組み、事務のうち正確性や合規性に係る部分は、的確な点検と必要な対応が万全となるよう、一層の内部統制機能の水準維持と向上に努められたい。	１　内部統制の一層の推進について (1)　人事課 毎年度、業務動向に応じた新たなリスクの評価や対応策の見直しを行い、それらを踏まえたリスク評価シートに沿った内部統制の取組を推進している。令和６年度からは、コンプライアンス研修の一環として内部統制制度の研修も実施しており、引き続き、全庁的な内部統制推進体制に努める。
若年人口の減少等に伴う採用試験申込者数の減少や若手職員の離職等を背景に、今後、組織の基盤となる人材の確保・育成の必要性が一層高まるものと考えられる。定期監査においては、組織改編等による減員や年度途中における病休等に伴う人員不足、人事異動に伴い正規職員が配置されないなどにより、他の正規職員の負担が増加している機関が見受けられたことから、業務のスクラップやデジタル化による効率化も図りながら、職員の適正かつ合理的な配置に配意されたい。併せて、財務担当職員が一人の機関や、分散庁舎となっている機関に対する適切なサポートにも留意されたい。	(1)　人事課 職員の配置に当たっては、各所属における業務の量や性質等を踏まえた上で、内部統制上の懸念等も考慮しつつ、適正な配置に努めているところである。 近年、早期退職者が増加傾向にあるなど、職員配置を巡る環境が厳しくなっているが、採用試験の見直しや情報発信の強化等により人材確保の取組を一層強化するとともに、限られた人員で様々な行政ニーズに的確に対応できるよう、「やまぐちワークスタイルシフト」の取組等を通じて、業務の更なる効率化や生産性の向上を図っていく。 (2)　教職員課 社会情勢の変化等に対応した簡素で効率的な組織体制の構築に向け、組織のスリム化や業務のスクラップ・デジタル化による業務量の削減に取り組むとともに、各所属の業務状況を把握し、適切な職員配置に努めてきたところである。 引き続き、各所属の業務実態をきめ細かく把握するとともに、職員の休職等の状況も考慮しながら、効率的かつ適正な業務執行を可能とする職員配置に努める。
また、全庁的な統制機能の強化の観点から、庁内の指導等を担う所管課においては、その指導等の内容の定着を全庁的に確実なものとするために必要な、的確で継続した対応を行う姿勢	(1)　人事課 指導等を担う所管課において、規定の整備や関係所属に対する取扱いの周知徹底を図るとともに、毎年度、内部統制推進室において実施し

をさらに高めながら業務に取り組まれたい。	ているリスク対応策の検討や、関連する規則・規定等の整理を通じて所管課の対応を促し、引き続き全庁的な指導体制の確立に努める。 (2)　学事文書課 　庁内各課等において、文書事務が適正に行われるよう、引き続き、関係法令等の周知徹底や適切な指導・助言に取り組んでいく。 (3)　管財課 　庁内各課等において、公有財産管理事務が適正に行われるよう、引き続き、関係法令等の周知徹底や適切な指導・助言に取り組んでいく。 (4)　技術管理課 　当課では、公共事業の入札・契約及び公共土木事業の施工に係る庁内の指導を担っており、今回の意見も踏まえながら必要かつ的確で継続した対応を行っているところである。 　まず、公共工事の入札・契約については、その適正な執行を図るため、工事事務担当者に、「e-Learning」を活用した初任者研修（動画及び資料提供）及び対面による公共工事契約業務研修会を実施し、また、Teams 上に設けた相談窓口をＱ＆Ａという形で残すことにより、必要な知識の共有を図っている。 　また、公共土木事業の施工については、工事担当者に対して、研修会等を頻繁に開催し、各種要領、マニュアル等の周知徹底を図っている。 　さらに、工事監察を実施し、各出先事務所におもむき、発注から監督に至る業務の執行状況に関する調査、指導等を行っており、今後も適切に取り組んでいく。 (5)　会計課 　財務会計における過去の重大な不適切な事案の多くは、日頃の職場内における対話やコミュニケーションによって、良好な人間関係、信頼関係を築いていれば防げたのではと考えている。 　このため、会計管理監督者においては、所属

	内での担当者との意思疎通や相談体制をもっと深め、互いの業務を把握し支えあう意識の醸成がとても重要であり、まさに何でも話せる「風通しの良い職場環境づくり」に努めてもらうよう、内部統制の観点から「会計管理監督者向けの研修コンテンツ」を更新し、注意喚起を促した。 (6)　物品管理課 　毎年「物品会計事務職員研修会」を開催し、物品会計事務に係る指導内容の定着を図っている。 　また、研修当日だけでなく、随時確認できるよう、研修資料をグループウェアの「文書管理」に掲載するほか、「e-Learning」に研修動画も掲載している。 　なお、研修会には、事務担当職員だけでなく出納員（分任出納員）の出席も促し、各所属の内部統制の向上を図っている。 (7)　学校運営・施設整備室 　公有財産管理事務が適正に行われるよう、管財課の通知等を活用しながら、引き続き適正な事務処理手続きのための注意喚起を行っていく。 (8)　教職員課 　各所属への指導等については、職員を対象とした給与・手当等の研修会の実施など、リスクが発生しないよう指導を行っているところであり、引き続き、各所属の業務実態や意見等を踏まえた指導を行い、内部統制の推進に努める。
2　事業効果の確実な発現とその確認について 　内部統制の維持確保を前提に、施策事業の展開に当たっては、所期の目標を達成するため、事業の効果を確実に発現させることが重要である。 　定期監査においては、プロポーザル方式による業務委託契約に当たり、審査結果の最低合格	2　事業効果の確実な発現とその確認について (1)　財政課 　予算の査定は、これまでの事業実績やその成果を十分に検証した上で、アウトカムに着目した指標に対し、効率的・効果的な施策となるよう実施している。 　令和７年度については、事業開始から一定期

ラインの設定がないものが数件見受けられており、これらは当該委託業務が継続して有効に実施され、業務の効果が発現するかどうかを契約時に適切に評価しているとは言い難く、プロポーザル方式による場合の運用と事務手続きを確立し、周知されたい。 また、事業効果の確認を行うためには、各事業・施策に応じたアウトカムに着目した指標の設定等に取り組むとともに、事業が後年度にまたがる場合では、各年度の事業効果をどのように把握し確認するかなどの点をあらかじめ明らかにしておくことにも留意する必要がある。 加えて、事業の取組内容が予防的なものについては、その効果が広く一般には見えにくい場合もあることから、これまで以上に県民に対する情報発信に注力されたい。 各事業の実施に当たっては、こうしたことを踏まえ、事業効果を確実かつ早期に発現させるとともに、「やまぐち未来維新プラン」や「第３期山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」における指標等に基づき、効果の発現を的確に確認・検証し、内容を県民と共有するとともに、事業のクオリティをさらに向上させていくという姿勢を一層高めて取り組まれたい。	間を経過した事業について、目標達成の進捗確認や取組方向について、夏の段階から検討するよう各部局に求めたところであり、今後の予算編成において、事業効果の発現や事業見直しが着実に図られているか確認しながら査定を行っていく。 また、主要な施策については、毎年度、「主要な施策の成果並びに基金の運用状況説明書」として取りまとめ、県議会に提出することにより公表しているところである。 今後も引き続き、事業実績やその成果の確認はもちろんのこと、アウトカムに着目した指標についても十分に検証した上で予算の査定を行っていく。 (2)　政策企画課 「やまぐち未来維新プラン」や「第３期山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の進行管理に当たり、各プロジェクトの進捗状況を数値目標の達成状況等により把握し、成果の点検・検証を行った上で、県民へ公表するとともに、必要に応じて施策や事業の改善を図り、その効果を最大限に高めていけるよう取り組んでいる。 数値目標については、政策の成果・効果を客観的に捉えるため、アウトカム指標を設定するよう努めており、プランの計画期間において、毎年度、継続的に指標の進捗状況を評価している。 令和６年度からは、SNS 等を活用し、施策の効果をタイムリーに捉える県民実感度調査の実施により、県民の実感度のデータをエビデンスとした新たな施策展開や、効果的かつ機動的な改善につなげ、施策の実効性を高めていけるよう取り組んでいる。 また、効果が一般的に見えにくい事業については、こうした調査等を活用し、定性的な成果・効果の発現状況の把握に努めており、今後も対象分野の拡大を図り、県民の視点に立った行政サービスの向上に取り組む。

	(3)　会計課 　業務委託におけるプロポーザル方式の業者選定においては、１者のみの提案による事案も見受けられている。 　その際、最優秀提案者の決定において、基準点を満たすことを条件としているもの、審査委員の協議等で決定するものなど、概ね規定を設けているが、そのような規定がないものについては、指導を行っている。 　プロポーザル方式よる業者選定は、予算の範囲内で、最大の事業効果を生み出す企画の提案を募り、多種多様な観点で最適な事業者を選定する柔軟性がある一方で、公共調達においては、公正性と透明性の確保について求められる。 　こうしたことから、プロポーザル方式による審査に当たっては、１者のみの提案についても合理的に判断できる審査基準の設定や選定方法についても、あらかじめ規定するよう、今後も指導していく。
３　公有財産の管理等について 　定期監査の結果、行政財産使用料の算定を誤っている事例や公有財産台帳が適正に整理されていない事例が散見された。 　公有財産管理に係る事務処理方法については、要領や文書通知等により周知が行われているが、通知は多数あり内容も多岐にわたることから、全体を容易に把握できるようマニュアルの作成や研修会の開催など、効果的な周知を行われたい。 　また、各機関から財産管理者への定期報告の内容を誤っている事例や、各機関からの定期報告と公有財産台帳の内容に齟齬がある事例が見受けられたほか、老朽化により補修が必要な施設や、バリアフリー化に向けた要望が上がっている施設もあった。 　このため、まずは、県民が施設を安全かつ快適に利用できるよう、計画的な修繕など施設の機能保持を的確に進めることが必要であり、加えて、ＤＸに向けた取組が進む中、財産管理者	３　公有財産の管理等について (1)　管財課 　公有財産管理に係る事務処理方法については、関係規則・要領等を取りまとめた例規集をグループウェアの「文書管理」に掲載し、いつでも参照できるようにするとともに、毎年度、留意事項等を記載した文書通知を発出するなど、その周知に努めている。 　とりわけ、定期監査の結果、事務処理誤りが見受けられた行政財産使用料の算定や、資本的支出に係る公有財産台帳の整理については、これらの事務が適正に行われるよう、令和６年度、新たに、関連する要領や通知を抜粋した資料集や、資本的支出の算定に係るマニュアルを作成した。 　今後も、必要に応じて、資料等の見直しを行うとともに、毎年度実施する公有財産実地調査において、誤りやすい事務処理に関する指導・助言を重点的に行うことにより、効果的な周知を図っていく。

への報告や決算処理などの財産管理事務の正確性と効率性を高め、施設の老朽化の把握などの的確な資産マネジメントを確保するため、公有財産台帳のデジタル化や一元管理のためのシステム整備について検討を進められたい。	また、県有施設のマネジメントを効率的かつ機能的に推進していくことや、財産管理事務を正確かつ効率的に行うため、令和７年度から、公有財産台帳のデジタル化や一元管理を可能とするシステム整備について、検討を進めている。 (2)　学校運営・施設整備室 公有財産管理に係る事務処理方法について、令和６年度に管財課から、関係する要領や過去の通知をまとめた資料集と事務処理マニュアルが周知された。 これに加えて、学校運営・施設整備室では、教育庁内で行政財産使用料の算定を誤っていた事例が散見されたことを踏まえ、事務手続きの適正化に向けて、「行政財産使用許可使用料算出に係るチェックシート」を作成し、各財産管理分掌者に周知した。 また、公有財産の定期報告を各財産管理分掌者に依頼する際に、併せて送付する「作成作業の手順書」を適宜見直すなど、事務手続きの適正化に努めているところである。